

第71号議案

神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件
神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市職員の給与等に関する条例

第1条中「第24条第5項」の次に「及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項」を、「職員の給与」の次に「及び費用弁償(以下「給与等」という。)」を加える。

第2条第1項中「第7条に規定する正規の勤務時間」の次に「又は勤務時間条例第16条に規定する会計年度任用職員の勤務時間」を加える。

第3条第2項中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第4条に次の1項を加える。

13 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

第10条の5第2項中「、栄養助教諭」を削る。

第12条第1項中「職員が勤務しないとき」を「職員(会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)が勤務しないとき」に改め、同条に次の1項を加える。

4 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、勤務時間条例第16条に基づく人事委員会規則で定める休日である場合、休暇による場合その他そ

の勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第16条の3に次の1項を加える。

- 8 フルタイム会計年度任用職員については、第4条第6項から第11項まで、第7条から第8条の3まで（第8条の2第1項から第3項まで及び第5項を除く。）及び第9条の2の規定は、適用しない。

第19条中「期末手当等」の次に「（会計年度任用職員にあつては、期末手当）」を加える。

第20条の見出しを「（特定の臨時的任用職員の給与）」に改め、同条第1項中「非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用される職員並びにこれらに準ずる職員」を「法第22条の3により臨時的に任用される職員のうち人事委員会の承認を得て任命権者が定めたもの」に、「前各条の規定にかかわらず」を「前各条（第3条を除く。）の規定にかかわらず」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の給与等）

第20条の2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、前各条（第19条を除く。）の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）、第8条の2（第4項を除く。）、第10条、第10条の6、第10条の7及び第13条から第16条の2までの規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給される手当の例により計算して得た額の報酬並びに第19条の規定による期末手当とする。

- 2 基本報酬の額は、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの正規の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の1週間当たりの正規の勤務時間と同一であるとした場合に、当該パートタイム会計年度任用職員の職務の内容、責任の軽重その他勤労に関する条件を考慮し決定される額（以下「基準月額」という。）を基準として算定し、月額、日額及び時間額で定める。

- 3 基準月額を、勤務1月につき別表第5に定める給料月額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。
- 4 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1月当たりの基本報酬の額は、基準月額に、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間をフルタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1日当たりの基本報酬の額は、次項の規定を適用して得た基本報酬の額に、当該職員の1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。
- 6 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの基本報酬の額は、基準月額に12を乗じ、その額を、フルタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。
- 7 パートタイム会計年度任用職員の給与等の支給方法、給与の減額及び勤務1時間当たりの給与額の算出については、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して人事委員会規則で定める。
- 8 パートタイム会計年度任用職員には、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当との均衡を考慮して人事委員会規則で定めるところにより、費用弁償として通勤のために要する費用を支給する。
- 9 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。
- 10 前項の旅費の取扱いについては、旅費条例（昭和27年7月条例第45号）による。

第21条第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 7 休職中の会計年度任用職員に対しては、いかなる給与も支給しない。

別表第3オの表備考第1項中「，栄養助教諭」を削る。

別表第6第7号の表1級の項中「，養護助教諭又は栄養助教諭」を「又は養護助教諭」に改める。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7 フルタイム会計年度任用職員の職務の級（第4条関係）

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	1級から4級まで
消防職給料表	1級から4級まで
教育職給料表(2)	1級及び2級
教育職給料表(3)	1級及び2級
教育職給料表(4)	1級及び2級
教育職給料表(5)	1級及び2級
医療職給料表(1)	1級
医療職給料表(2)	1級から4級まで

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条中行政整理による退職及び定年に達したことによる退職に係る部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第7条第3項中「その翌日に再び職員」の次に「(規則で定める者を除く。)」を加える。

第10条の2第2項中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

第18条第1項中「その翌日に再び職員」の次に「(規則で定める者を除く。)」を加える。

(職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和27年2月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表に掲げる期間の範囲内」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内)」を加える。

第6条第2項中「給料及び地域手当」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、これらに相当する報酬)」を加える。

(市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(臨時的任用職員を除く。)」を削る。

第10条の2中「以下同じ。)」の次に「(次項において「管理職員」と総称する。)」を、「する休日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

第14条の見出し中「及び臨時的任用職員」を削る。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第5条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の2項を加える。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（次項において「フルタイム会計年度任用職員」という。）のうち規則で定めるものには、職員の例により期末手当を支給する。

3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、期末手当を支給する。

第2条第2項及び第5項中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第3条第3項中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「，栄養助教諭」を削る。

第3条第1項中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項に規定する条件付採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改める。

第5条中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)中「任命権者を同じくする職」の次に「及びこれに準ずる職」を加える。

第15条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

第16条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「する介護時間」の次に「(非常勤職員にあっては、人事委員会規則で定める介護時間。次項において単に「介護時間」という。)」を、「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第10条 神戸市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「及び第3項の規定の適用を受ける職員」を削る。

第5条に次の1項を加える。

2 任命権者は，別に定めるところにより，休憩時間を一斉に与えないことができる。

第10条中「年次有給休暇」の次に「，病気休暇」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

（病気休暇）

第11条の2 病気休暇は，職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある，その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

第14条（見出しを含む。）中「特別休暇」を「病気休暇，特別休暇」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の勤務時間，休日及び休暇）

第16条 会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の勤務時間，休日及び休暇については，第2条から前条まで（第5条を除く。）の規定にかかわらず，人事委員会規則で定める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第11条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

第11条第2号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第12条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

第37条第1号中「，栄養助教諭」を削る。

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第13条 神戸市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成31年3月条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，令和2年4月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第10条の5第2項の改正規定，別表第3オの表備考第1項の改正規定及び別表第6第7号の表1級の項の改正規定，第4条中第10条の2の改正規定及び同条に1項を加える改正規定，第7条中第2条第2項の改正規定，第10条中第5条に1項を加える改正規定，第12条中第37条第1号の改正規定並びに第13条の規定 公布の日
- (2) 第10条中第3条第5項の改正規定 令和元年10月1日
- (3) 第10条中第10条の改正規定，第11条の次に1条を加える改正規定及び第14条の改正規定 令和元年12月1日

2 第4条中第10条の2の改正規定及び同条に1項を加える改正規定による改正後の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は，平成31年4月1日から適用する。

(特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

(旅費条例の一部改正)

第3条 旅費条例（昭和27年7月条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等

に関する条例」に改める。

(消防賞慰金支給条例の一部改正)

第4条 神戸市消防賞慰金支給条例(昭和42年7月条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市職員の給与に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

神戸市職員の給与に関する条例

神戸市職員の給与等に関する条例

(この条例の目的及び効力)

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項_____

及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項
及び費用弁償
(以下「給与等」という。)

____の規定に基づき、職員給与_____
_____に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第7条に規定する正規の勤務時間_____

又は勤務時間条例第16条
に規定する会計年度任用職員の勤務時間

_____（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、各職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重その他勤労に関する条件を考慮したものでなければならない。

2 略

(給料表)

第3条 略

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第3条の3及び第20条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

第20条の2

3, 4 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～12 略

(教員特別手当)

第10条の5 略

2 前項において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、栄養助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。

3, 4 略

(給与の減額)

第12条 職員が勤務しないとき (次項に規定するときを除く。)は、勤務時間条例第8条第1項に規定する職員の休日(以下単に「休日」という。)である場合、休暇(勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び介護時間及び勤務時間条例第13条の2に規定する介護時間を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。)があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2, 3 略

13 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員

(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

職員(会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)が勤務しないとき

4 フルタイム会計年度任用職員が勤務しない

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 略

2～7 略

(期末手当等)

第19条 職員に対しては、別に条例の定めるところにより、期末手当等_____

_____を支給する。

(非常勤職員、臨時的任用職員等の給与)

第20条 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）
及び臨時的に任用される職員並びにこれらに準ずる職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、その職務の内容、責任の軽重、勤務の形態等を考慮し、当該職員が第4条第3項の規定の適用を受ける職員であった場合において前各条の規定により支給されることとなる給与の額（ただし、給料を日額で定める場合における給料の額は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）別表前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員の項の規定による1日当たりの報酬

ときは、勤務時間条例第16条に基づく人事委員会規則で定める休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

8 フルタイム会計年度任用職員については、第4条第6項から第11項まで、第7条から第8条の3まで（第8条の2第1項から第3項まで及び第5項を除く。）及び第9条の2の規定は、適用しない。

_____（会計年度任用職員にあつては、期末手当）

_____（特定の臨時的任用職員の給与）

_____ 法第22条の3により臨時的に任用される職員のうち人事委員会の承認を得て任命権者が定めたもの _____ 前各条（第3条を除く。）の規定にかかわらず

額の上限とする。) を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の給与等)

第20条の2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、前各条(第19条を除く。)の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料に相当する報酬(以下「基本報酬」という。)、第8条の2(第4項を除く。)、第10条、第10条の6、第10条の7及び第13条から第16条の2までの規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給される手当の例により計算して得た額の報酬並びに第19条の規定による期末手当とする。

2 基本報酬の額は、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの正規の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の1週間当たりの正規の勤務時間と同一であるとした場合に、当該パートタイム会計年度任用職員の職務の内容、責任の軽重その他勤労に関する条件を考慮し決定される額(以下「基準月額」という。)を基準として算定し、月額、日額及び時間額で定める。

3 基準月額は、勤務1月につき別表第5に定める給料月額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

4 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1月当たりの基本報酬の額は、基準月額に、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間をフルタイ

害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2～6 略

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア～エ 略

オ 教育職給料表(5)

略	略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---	---

備考

1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、栄養助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する

2 略

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(6) 略

(7) 教育職給料表(5)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の助教諭、講師、 <u>養護助教諭又は栄養助教諭</u> の職務
略	略

(8), (9) 略

7 休職中の会計年度任用職員に対しては、いかなる給与も支給しない。

	<u>又は養護助教諭</u>

別表第7 フルタイム会計年度任用職員の職務の級（第4条関係）

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	1級から4級まで
消防職給料表	1級から4級まで
教育職給料表(2)	1級及び2級
教育職給料表(3)	1級及び2級
教育職給料表(4)	1級及び2級
教育職給料表(5)	1級及び2級
医療職給料表(1)	1級
医療職給料表(2)	1級から4級まで

(参考 2)

神戸市職員退職手当金条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(職員)

第2条 略

2 略

(勤続期間の計算)

第7条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第11条の2第1項各号のいずれかに該当する場合その他規則で定める場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員 _____
_____となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条中行政整理による退職及び定年に達したことによる退職に係る部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（規則で定める者を除く。）

4～7 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条の2 略

2 前項の「基本給月額」とは、神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）に規定する給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額又はこれらに相当する給与の月額をいう。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第18条 職員が退職した場合（第11条の2第1項各号のいずれかに該当する場合その他規則で定める場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員 _____ となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

神戸市職員の

給与等に関する条例

(規

則で定める者を除く。)

(参考 3)

職員の分限及び懲戒に関する条例 めきがき

(現 行)

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する
場合における休職の期間は、休養を要する
程度に応じ、第2条第1号の規定に該当する
場合における休職の期間は、その必要に応
じ、別表に掲げる期間の範囲内

_____において、そ
れぞれ個々の場合について任命権者が定め
る。

2～7 略

(懲戒の効果)

第6条 略

2 減給は、6月を越えない期間において、1
月につき、給料及び地域手当 _____
_____の月額
の10分の1以下を
減ずるものとする。

3 略

(____は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

(法第22条の
2第1項に規定する会計年度任用職員につい
ては、法第22条の2第2項の規定に基づき任
命権者が定める任期の範囲内)

(法第22条の2第
1項第1号に掲げる職員にあつては、これら
に相当する報酬)

(参考 4)

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 めきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(臨時的任用職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 略

(管理職員特別勤務手当)

第10条の2 第3条の2の規定に基づき管理者が指定する職にある職員で管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して管理者が定めるもの又は特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)_____

が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は第8条第3項に規定する休日_____

に管理者が定める勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

(次項におい

て「管理職員」と総称する。)

(次項におい

て「週休日等」という。)

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤

(非常勤職員及び臨時的任用職員の給与)

第14条 略

務手当を支給することができる。

(参考 5)

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(期末手当等の支給)

第1条 本市に勤務する常勤の職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつて規則で定める者（以下「職員」という。）に対しては、この条例に定めるところにより期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）を支給する。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（次項において「フルタイム会計年度任用職員」という。）のうち規則で定めるものには、職員の例により期末手当を支給する。

3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、期末手当を支給する。

(期末手当)

第2条 略

2 期末手当の額は、算定基礎額に100分の130（特別職に属する者にあつては100分の220（公営企業の管理者にあつては100分の222.5）、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員（神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下こ

神戸市職

員の給与等に関する条例

れらを「特定幹部職員」という。)にあつては100分の110, 特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては100分の222.5)を乗じて得た額に, 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3, 4 略

5 特別職に属する者並びに神戸市職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級以上であるもの及びこれと同等であると考慮しうるものとして規則で定めるもの並びに同号に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として規則で定めるものの算定基礎額は, 前項の規定にかかわらず, 同項の額に, 給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を超えない範囲内で職務段階等に応じて規則で定める割合(特別職に属する者にあつては, 100分の20)を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち, 規則で定めるものにあつては, その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額)を加算した額とする。

神戸市職員の給

与等に関する条例

(参考 6)

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第203条の2第5項

第3条 略

2 略

3 特別職の職員のうち、神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）第9条第1項各号に規定する事由に該当すると認められるものについては、通勤のために要する費用（以下「通勤費用」という。）を費用弁償として支給することができる。

神戸市職員の給与等

に関する条例

4 略

(参考 7)

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(定義)

第2条 略

2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、栄養助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。

(教職調整額の支給)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員（神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）別表第3イ教育職給料表(2)、ウ教育職給料表(3)又はオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。以下同じ。）のうちその属する職務の級が1級若しくは2級又は3級（別表第3オ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。）である者には、その者の給料月額 $100分の4$ に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

神戸市
職員の給与等に関する条例

(参考 8)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1), (2) 略

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

第22条に規定する条件付採用

(4), (5) 略

第5条 一般の派遣職員に関する神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第21条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

神戸市職員の

給与等に関する条例

(参考 9)

神戸市職員の育児休業等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職_____
_____(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) 略

イ、ウ 略

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間_____

及びこれ
に準ずる職

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務
をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の
非常勤職員

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以
上である非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して任命権者が定め
る非常勤職員

(非常勤職員（地方公務員法第

(参考 10)

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 略

2～4 略

5 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び第3項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

6 略

(休憩時間)

第5条 任命権者は、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、別に定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことができる。

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇____、特別休暇、介護休暇及び介護時間とす

____、病気休
暇

る。

(年次有給休暇)

第11条 略

(特別休暇，介護休暇及び介護時間の承認)

第14条 特別休暇 (人事委員会規則で定めるもの

を除く。)，介護休暇及び介護時間について

は，人事委員会規則の定めるところにより，

任命権者の承認を受けなければならない。

(人事委員会規則への委任)

第15条 略

(病気休暇)

第11条の2 病気休暇は，職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり，その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

病気休暇，特別休暇

病気休暇，特別休暇

(会計年度任用職員の勤務時間，休日及び休暇)

第16条 会計年度任用職員 (法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)の勤務時間，休日及び休暇については，第2条から前条まで (第5条を除く。)の規定にかかわらず，人事委員会規則で定める。

(参考 11)

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(派遣職員の給与)

第4条 略

2 前項の規定により支給する給与に関する神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）、神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の規定の適用については、派遣先団体における業務の従事を本市における勤務と、その就業の場所を勤務する公署と、派遣先団体における休日、休暇、労働時間その他の労働条件を本市の休日、休暇、勤務時間その他の勤務条件とみなす。

神戸市職員の給与等に関する条例

3, 4 略

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

第22条

(参考 12)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(適用範囲)

第2条 この条例の規定は、神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、規則で定めるもの以外のものに適用する。

神戸市職員の給与等

に関する条例

(教育委員会職員手当)

第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 校長，園長，教授，准教授，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，講師，養護助教諭，栄養助教諭，助教，助手又は実習助手であつて，教育委員会事務局又は学校以外の教育機関に勤務するものが行う指導主事の職務（これに類する職務であつて教育委員会が定めるものを含む。） 月額89,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(2)～(6) 略

(参考 13)

神戸市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(定義)

第2条 略

2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これらに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であって、職員の同意を得て、市が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。

3, 4 略

第104条第7項

第2号

(参考 14)

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(市長等の給料)

第2条 略

2 市長等の給料の支給方法については、神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

神戸市

職員の給与等に関する条例

(参考 15)

旅費条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(用語の意義)

第2条 略

2 この条例において「何級の職務」という場合には、神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者（教育長にあつては、教育委員会。第11条第1項及び第12条を除き、以下同じ。）が市長と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

神戸市職員の給与等に関する条例

3 略

(参考 16)

神戸市消防賞慰金支給条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(賞慰金)

第2条 略

2 賞慰金の種類及び支給額は、次のとおりとする。

(1) 殉職者賞慰金

殉職者賞慰金の額は、3,000万円以下とし、功績の程度及び扶養親族（消防職員については神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第7条第2項に規定する扶養親族、消防団員については非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第2条第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）の状況に応じ別表第1に定める額とする。

神戸市職員の給与等に関する条例

(2) 略

